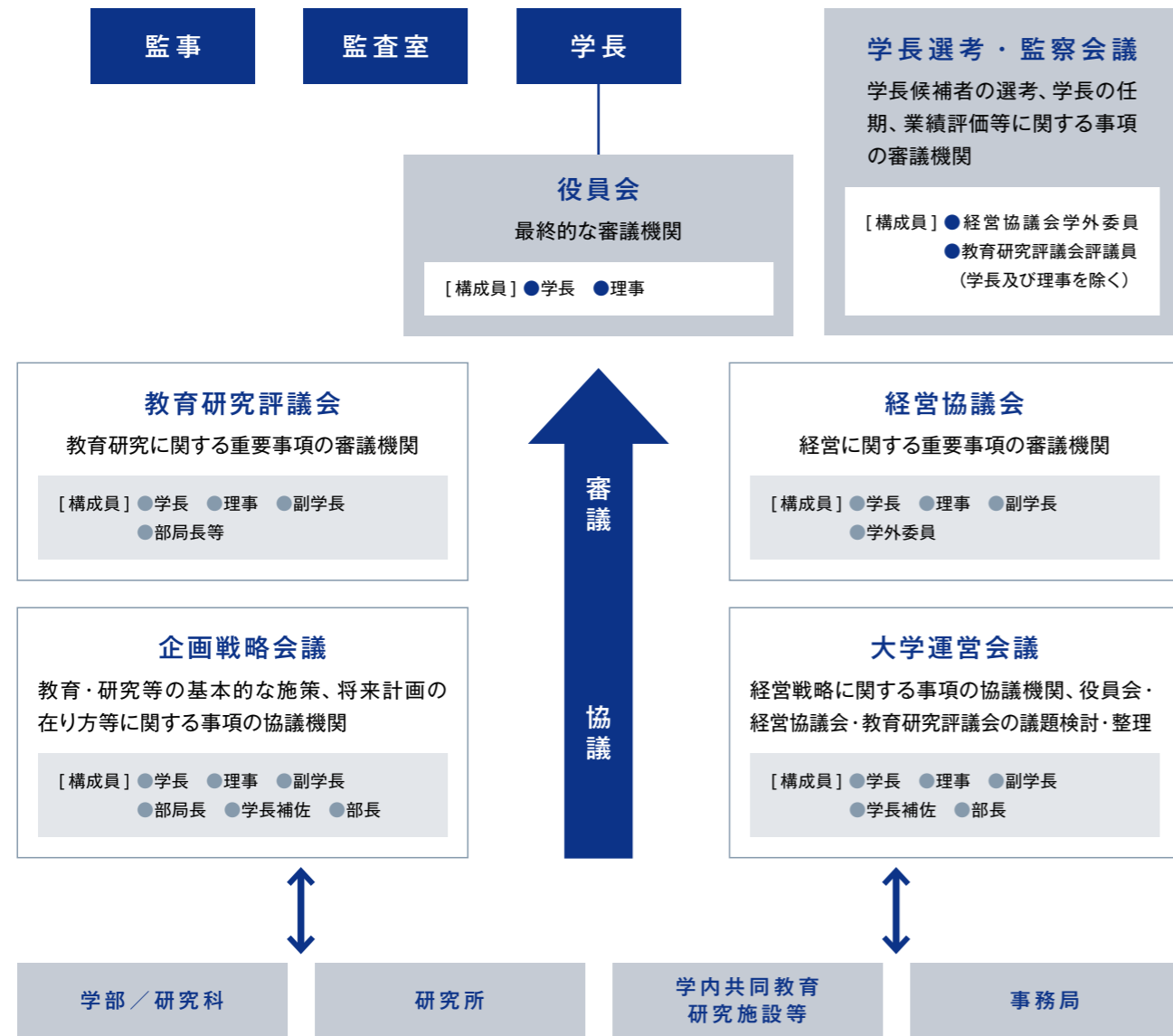


# 静岡大学のガバナンス体制

## 静岡大学の意思決定体制



## 監査機能

本学の業務に対する監査は、主に監事による監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による外部監査があり、異なる立場から視点の異なる監査が実施されています。

### 監事及び内部監査

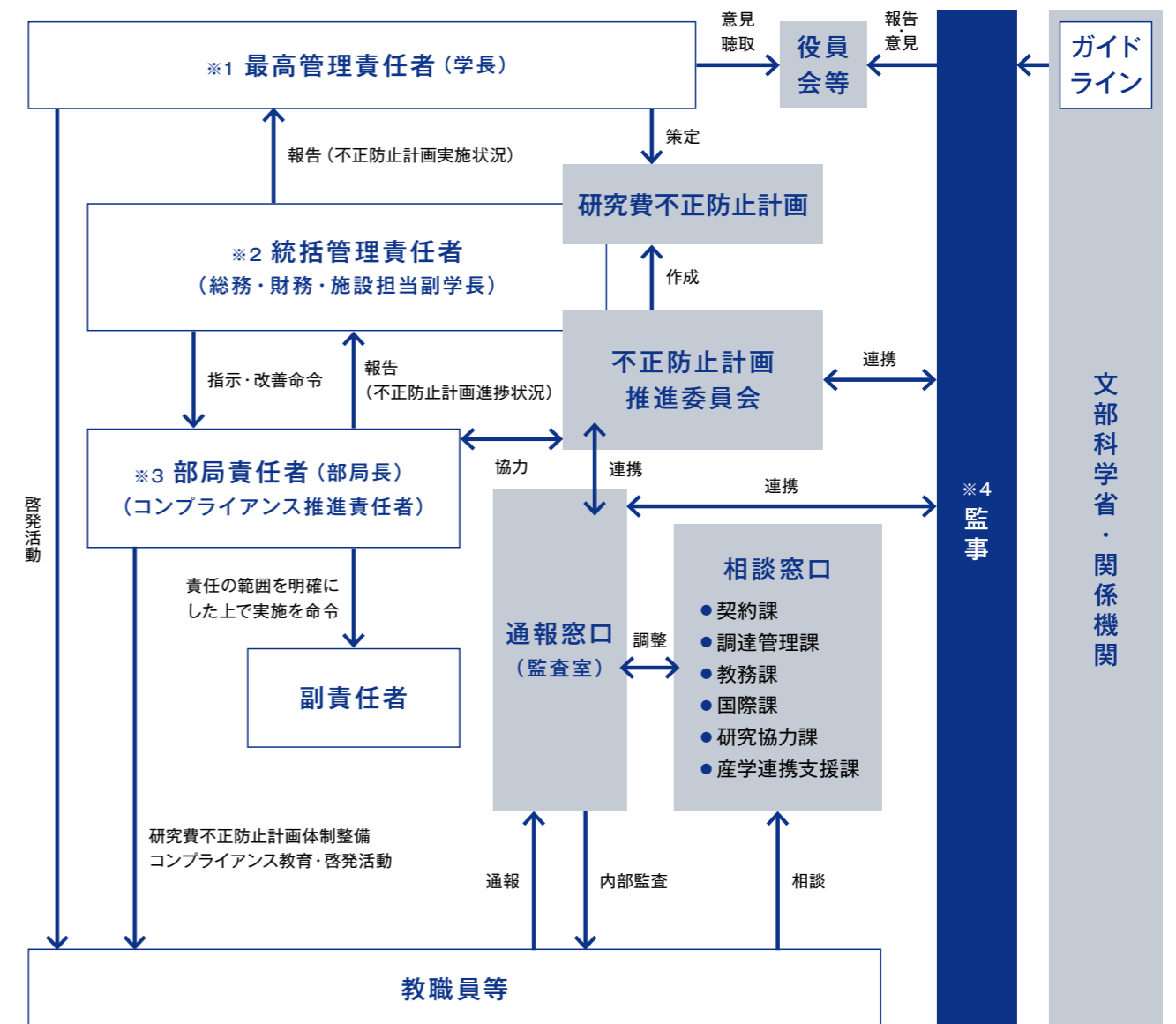
監事は、業務の合理的かつ能率的な運営を図るとともに、会計処理の適正を期することを目的とし、毎年度、定期監査及び業務監査の実施計画を定め監査を実施しています。監査の結果は学長に報告され、学長は報告された事項のうち、改善を要する事項について役員会で対応の基本方針を定め、担当役員等のもと、改善に取り組んでいます。また、監事は役員会その他重要な会議に出席し、大学の運営に関する意思決定の状況を把握し、ガバナンス体制が適正に確立・機能しているかについての確認をしています。学長の下に置かれた監査室は、業務が適切かつ機能的に行われているかの確認のため、会計監査及び業務監査を、毎年度、内部監査実施計画を定め実施しています。

### 会計監査人による外部監査

文部科学大臣により選任された会計監査人は、独立した立場から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書の監査を行っています。また、会計監査人と監事は定期的にコミュニケーションを行い、効果的な監査の実施を図っています。

## 研究費等の不正防止に関する取り組み

研究費等の原資は、主として税金などの公的資金によるもので、大学における研究が社会からの信頼と負託によって支えられているものであるため、その不正使用は研究者本人のみならず、本学への信頼を揺るがしかねない極めて重大な問題です。本学では、競争的研究費等や運営費交付金をはじめとする全ての研究費等にかかる適正な運営・管理の体制整備・充実と不正行為の未然防止に資するため、学長を最高管理責任者とする管理・運営体制を構築し、この体制のもと、具体的活動方針である「研究費不正防止計画」を定めています。なお、本計画は、研究費を適正に管理するため必要な事項が示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）」を踏まえて定めており、実効性を高めるため、業務実施責任者、実施期限、達成目標を明らかにしています。



### ※1 最高管理責任者（学長）

- 大学全体を統括し、次の事項の業務を行い、不正防止の実施の最終責任を負う。
  - 基本方針及び研究費不正防止計画の策定
  - 教職員等の意識の向上と浸透を図るための定期的な啓発活動の実施

### ※2 統括管理責任者（総務・財務・施設担当副学長）

- 最高管理責任者を補佐し、大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者として、次の事項の業務を行う。
  - 毎年度、研究費不正防止計画の進捗状況の把握を行い、その結果を最高管理責任者へ報告
  - 毎年度、委員会を開催して研究費不正防止計画の見直しを実施
  - 部局責任者に対する、研究費不正防止計画の進捗状況に応じた、実施体制の改善命令
  - コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画の策定及び実施

### ※3 部局責任者（部局長）

- 各部局において研究費等の不正使用を防止するため、統括管理責任者の下、不正防止計画推進委員会と協力し、適切な措置を講じる。

### ※4 監事

- 不正防止に関する内部統制の状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。